

## 福岡の避密のレンタカー助成事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本県への誘客促進を図るため、レンタカー事業者と連携し、本県へ訪れた旅行者が県内を周遊する際に利用するレンタカーの利用経費の一部を助成することについて予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その助成金の交付に関しては、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) レンタカー事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく自家用自動車有償貸渡業の許可を有する者

(2) レンタカー

レンタカー事業者が貸し渡す自家用自動車

### (助成の対象)

第3条 本事業の支援対象者はレンタカー事業者とする。

- 2 助成の対象となるレンタカーの車種は、軽乗用車、乗用車、ワゴン、キャンピングカーとする。
- 3 旅行パックのオプションは対象としない。
- 4 業種別の感染拡大予防ガイドラインを遵守した新型コロナウイルス感染症対策（消毒設備の設置等）を講じており、福岡県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示していること。
- 5 「福岡県暴力団排除条例」（平成21年福岡県条例第59条）を遵守すること。

### (対象期間)

第4条 事業開始日（令和3年7月21日予定）以降にレンタカーを利用し、令和4年2月1日までにレンタカーを返却したものを対象とする。

### (助成金額)

第5条 助成金の額は、1日1台あたり最大3,000円とする。ただし、借受人が法人であるレンタカー契約は助成対象としない。

- 2 1日1台あたりのレンタカーの料金が国または他自治体の助成制度を利用し、または利用する予定であって、利用後の金額が3,000円を下回る場合は利用後の金額を上限とする。

### (助成条件)

第6条 助成事業の対象条件は、次の各号のいずれかを満たしている場合とする。なお、いずれの場合においても取扱事業者は期限内に福岡県もしくは福岡の避密のレンタカー事務局（以下「事務局」という。）が求める書類を提出しなければならない。

- (1) レンタカー利用者が、県の観光周遊促進事業である「よかここパスポート」の参画施設を2か所以上周遊していること。（本事業で作成したスタンプ台紙への押印が必須）
- (2) レンタカー利用者が、福岡県が実施する宿泊助成事業またはGo To トラベルの宿泊助成を

活用して県内宿泊施設に宿泊していること。(本事業で作成したスタンプ台紙への押印等が必須)

#### (取扱事業者の公募)

第7条 本事業における取扱事業者としての登録を申請する者(以下「申請者」という。)は、以下の期日までに県内周遊のための福岡の避密のレンタカー助成事業取扱事業者申請書(様式1)を事務局に提出するものとする。

##### (1) 1次募集

募集期間 令和3年7月1日(木)～令和3年7月13日(火)必着

事業開始日 令和3年7月21日(水)予定

##### (2) それ以降の募集

募集期間 令和3年7月14日(水)～令和3年12月28日(火)必着

事業開始日 申請書受付完了から2週間程度

※予算が無くなり次第終了

#### (取扱事業者の決定)

第8条 事務局は、前条による申請があったときは、これを審査し、福岡の避密のレンタカー助成事業取扱事業者決定通知書(様式2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項において、助成金を交付しないと決定したときは、その理由を付した書面をもって申請者に通知するものとする。

#### (助成金の請求)

第9条 申請者は、助成の対象となる日の属する月の翌月10日までに、福岡の避密のレンタカー助成金請求書(様式第3号)に必要書類を添付して、事務局に提出するものとする。ただし、事務局がやむを得ない理由があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 必要書類の手配及び利用客との手続については、利用客及びレンタカー事業者の責任において行うものとする。

3 内示額を超えたものは助成金の対象としない。

#### (助成金の支払)

第10条 福岡の避密のレンタカー事業助成金請求書(様式第3号)により請求を受けた事務局は、書類等に不備がある場合を除き、受領した日から15日以内に請求者へ支払うものとする。

#### (助成金の返還)

第11条 事務局は、偽りその他不正行為により助成金の交付を受けたと認めたときは、助成金の返還を命ずることができる。

#### (実施状況の報告)

第12条 毎週月曜12時までに福岡の避密のレンタカー助成事業実績報告書(様式第4号)を電子メールにより事務局まで提出すること。

2 県又は事務局の求めに応じて実施状況を報告すること。(様式任意)

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、県及び事務局との協議による。

○施行期日

この要領は、令和2年10月19日から施行する。

○改正関係

附則

この要領は、令和2年11月5日から施行する。

附則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。